

香川県都市公園規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第29号

香川県都市公園規則等の一部を改正する規則

(香川県都市公園規則の一部改正)

第1条 香川県都市公園規則(昭和39年香川県規則第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用の許可) 第20条の6 略 2 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 都市公園の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</u> (4) 前3号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められるとき。 3 略	(利用の許可) 第20条の6 略 2 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障があると認められるとき。 3 略

(香川県栗島海洋記念公園規則の一部改正)

第2条 香川県栗島海洋記念公園規則(平成3年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用の許可) 第5条 略 2 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 公園の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</u>	(利用の許可) 第5条 略 2 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。 (1)・(2) 略

<p>(4) 略 3 略</p>	<p>(3) 略 3 略</p>
----------------------	----------------------

(香川県産業交流センター規則の一部改正)

第3条 香川県産業交流センター規則（平成6年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認) 第5条 略 2 略 3 略</p> <p>(1)・(2) 略 <u>(3) サンメッセ香川の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用のおそれがあると認められるとき。</u> (4) 略 4 略</p>	<p>(利用の承認) 第5条 略 2 略 3 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認をしないことができる。 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 略 4 略</p>

(香川県立文書館規則の一部改正)

第4条 香川県立文書館規則（平成6年香川県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(視聴覚ホール等の利用の許可) 第14条 略 2 略</p> <p>(1)・(2) 略 <u>(3) 文書館の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用のおそれがあると認められるとき。</u> (4) 略</p>	<p>(視聴覚ホール等の利用の許可) 第14条 略 2 館長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。 (1)・(2) 略</p> <p>(3) 略</p>

3 略

3 略

(香川国際交流会館規則の一部改正)

第5条 香川国際交流会館規則(平成7年香川県規則第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用の許可) 第5条 略 2 略 3 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 会館の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</u> <u>(4)~(6) 略</u> 4 略	(利用の許可) 第5条 略 2 略 3 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。 (1)・(2) 略 <u>(3)~(5) 略</u> 4 略

(さぬきこどもの国規則の一部改正)

第6条 さぬきこどもの国規則(平成7年香川県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(利用の許可) 第5条 略 2 略 3 略 (1)・(2) 略 <u>(3) こどもの国の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</u> <u>(4) 略</u>	(利用の許可) 第5条 略 2 略 3 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。 (1)・(2) 略 <u>(3) 略</u>

4 略

4 略

(香川県社会福祉総合センター規則の一部改正)

第7条 香川県社会福祉総合センター規則(平成9年香川県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) センターの利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p>4 略</p>

(香川県サンポート高松交流拠点施設規則の一部改正)

第8条 香川県サンポート高松交流拠点施設規則(平成15年香川県規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の承認)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 交流拠点施設の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、交流拠点施設の管理上支障があると認</u></p>	<p>(利用の承認)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、利用承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認をしないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 前2号に掲げるもののほか、交流拠点施設の管理上支障があると認</u></p>

<p>められるとき。</p> <p>4 略</p>	<p>められるとき。</p> <p>4 略</p>
---------------------------	---------------------------

(香川県県民ホール規則の一部改正)

第9条 香川県県民ホール規則（平成19年香川県規則第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 県民ホールの利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、県民ホールの管理上支障があると認められるとき。</u></p> <p>4 略</p>	<p>(利用の許可)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、県民ホールの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。